

山岳信仰の神社における講組織の形成

— 国幣中社大物忌神社を事例に —

筒 井 裕

- I. はじめに
- II. 昭和初頭における大物忌神社の信仰圏
 - (1) 鳥海修験者による信仰圏の形成
 - (2) 信仰圏内における鳥海講の結成とその活動内容
- III. 鳥海講創設の背景
- IV. 鳥海講創設の過程と講社の拡張
 - (1) 講社規約の制定と講社の募集
 - (2) 講社の拡張
- V. おわりに

I. はじめに

信仰圏に関する研究は、近年、日本の地理学の分野においてもしだいに盛んになりつつある。代表的な研究に、岩鼻¹⁾、金子²⁾、松井³⁾などの論考をあげることができるであろう。筆者も、これら先学の成果に学びつつ若干の小論を公にした⁴⁾。これら研究の多くは、布教活動を行う宗教者が存在する山岳信仰などの宗教体系の信仰圏を取り上げ、一定期間、または特定の年代における信仰圏の空間構成の把握を試みている。その一方で、上記の研究においては、1) 宗教者の布教活動による教線の拡大や、2) 宗教者の既存の崇敬者への働きかけによる信仰組織の新規結成など、信仰圏の空間的な変化に対する関心は低かった⁵⁾。これらのうち、1) については、信

仰圏という観点からの研究ではないが、宇野⁶⁾、大谷⁷⁾などが言及しており、ある程度の研究の蓄積がみられる。しかし、2) についての分析はこれまでほとんどなされておらず、信仰圏研究で取り上げるべき課題のひとつになっているものと思われる。

このような観点から本稿では、1933年以降、信仰圏の内部で崇敬者団体（鳥海講）の組織化を試みた山岳信仰の神社である国幣中社大物忌神社を事例に、同社が崇敬者団体を新規創設するに至った背景、および、その過程と創設後の展開を明らかにする⁸⁾。最初に、鳥海講創設以前の同社の信仰圏の範囲と1934年当時の鳥海講の分布域を復元したうえで、鳥海講がいかなる行動をとる団体であるか明確にする。次に、同社が鳥海講を創設せざるを得なかった要因を考察する。最後に、鳥海講の創設過程と拡張について述べる。本研究では、2002年8月～2003年8月にかけて鳥海山大物忌神社で収集した国幣中社大物忌神社時代の社務所資料、および鳥海講世話人に対する聞き取り調査を基礎的資料とした。

II. 昭和初頭における大物忌神社の信仰圏

(1) 鳥海修験者による信仰圏の形成

本稿の研究対象となる大物忌神社は、秋田

キーワード：宗教地理学、信仰圏、山岳信仰、鳥海山、講中

県と山形県の県境に位置する鳥海山（標高2,236m）を、五穀豊穡を司る大物忌神とみなして祀る山岳信仰の神社である（図1）⁹⁾。同社は鳥海山山頂の本殿、そして里宮として機能する吹浦口ノ宮（山形県吹浦村吹浦）と蕨岡口ノ宮（同蕨岡村上蕨岡）の三社で構成される。1933年当時、同社には8名の神職が所属し、彼らは吹浦口ノ宮と蕨岡口ノ宮には通年で、本殿には夏期のみ勤務した¹⁰⁾。

同社の信仰圏を形成したのは、両口ノ宮の周囲に居住する鳥海修験者である。彼らが同

社に提出した活動報告書である『旧社関係書類綴』¹¹⁾によると、1929年、吹浦には17坊の、蕨岡には30坊の修験世帯があった。明治期以降、彼らは、同社の公認を受けて修験者としての活動を行った。このため、鳥海修験者は同社の布教者として機能し、その信仰圏を形成することとなった。ではここで、1929～1932年において鳥海修験者が行ったふたつの檀廻活動である配札と御鉾御頭神幸の実施範囲を把握することにより、同社の信仰圏の空間的広がり確定する。

『旧社関係書類綴』によると、1929年当時、吹浦と蕨岡の修験者が配札の対象としたのは、庄内地方の農家を中心とする13,732世帯である（図2）¹²⁾。吹浦の修験者は遊佐郷（吹浦村・高瀬村・稲川村・西遊佐村・南遊佐村・遊佐町・蕨岡村）と本楯村に1坊あたり54.2世帯の、蕨岡の修験者は遊佐郷、荒瀬郷（西荒瀬村、本楯村、上田村、観音寺村、市條村、日向村、大沢村）、平田郷（北平田村、東平田村、中平田村、西平田村、南平田村、北俣村、田沢村）、内郷村、上郷村、東田川郡、西田川郡に、同じく427.0世帯の檀家を保有していた¹³⁾。前者は春・秋の年間2回、後者は春・夏・秋の年間2～3回、各檀家を個別に訪問し、大物忌神社公認の神札を授与した¹⁴⁾。これに対し、各檀家は修験者に謝礼として初穂米・初穂料を納めた。檀廻後、修験者は神社側に、神札の配布枚数、および檀家から貰い受けた初穂米・初穂料の額を報告した。これらは修験者の収入となった。

一方、御鉾御頭神幸とは、吹浦と蕨岡の修験者が、新春に崇敬者宅を個別訪問し、「御頭舞」と呼ばれる獅子舞を奉納する行事である¹⁵⁾。この活動に従事するのは、「御頭連中」と呼ばれる集団である。御頭連中は吹浦と蕨岡に1団体ずつあり、舞の奉納時に祝詞を唱える斎主（1名）、獅子舞の舞手（2名）、笛・鐘・太鼓の演奏者（各1名）の6名で構成

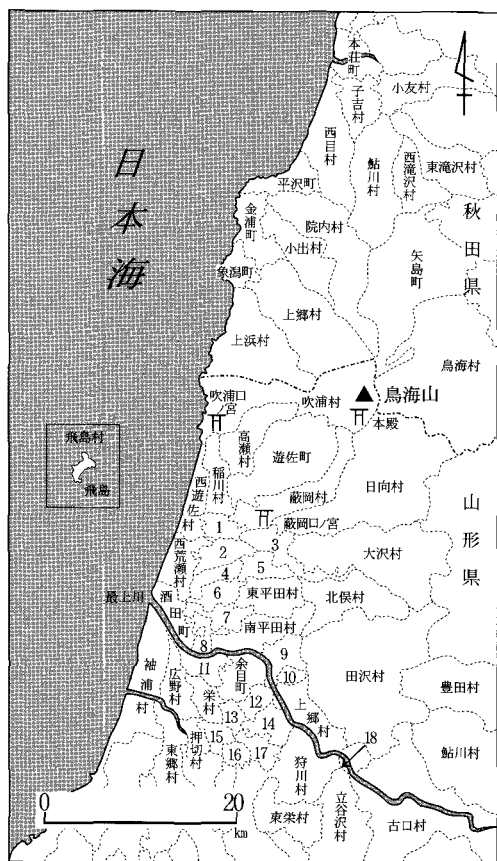


図1 国幣中社大物忌神社の主要な社殿の位置と旧市町村界

（大正2年測図昭和9年修正5万分の1地形図「吹浦」，「鳥海山」，「酒田」，「大沢」により作成）

注）図中の数字は、以下の旧市町村を示す。1：南遊佐村，2：本楯村，3：観音寺村，4：上田村，5：市條村，6：北平田村，7：中平田村，8：西平田村，9：内郷村，10：松嶺町，11：新堀村，12：常万村，13：八榮里村，14：大和村，15：長沼村，16：八榮島村，17：十六合村，18：清川村。市町村界は1934年当時のものである。

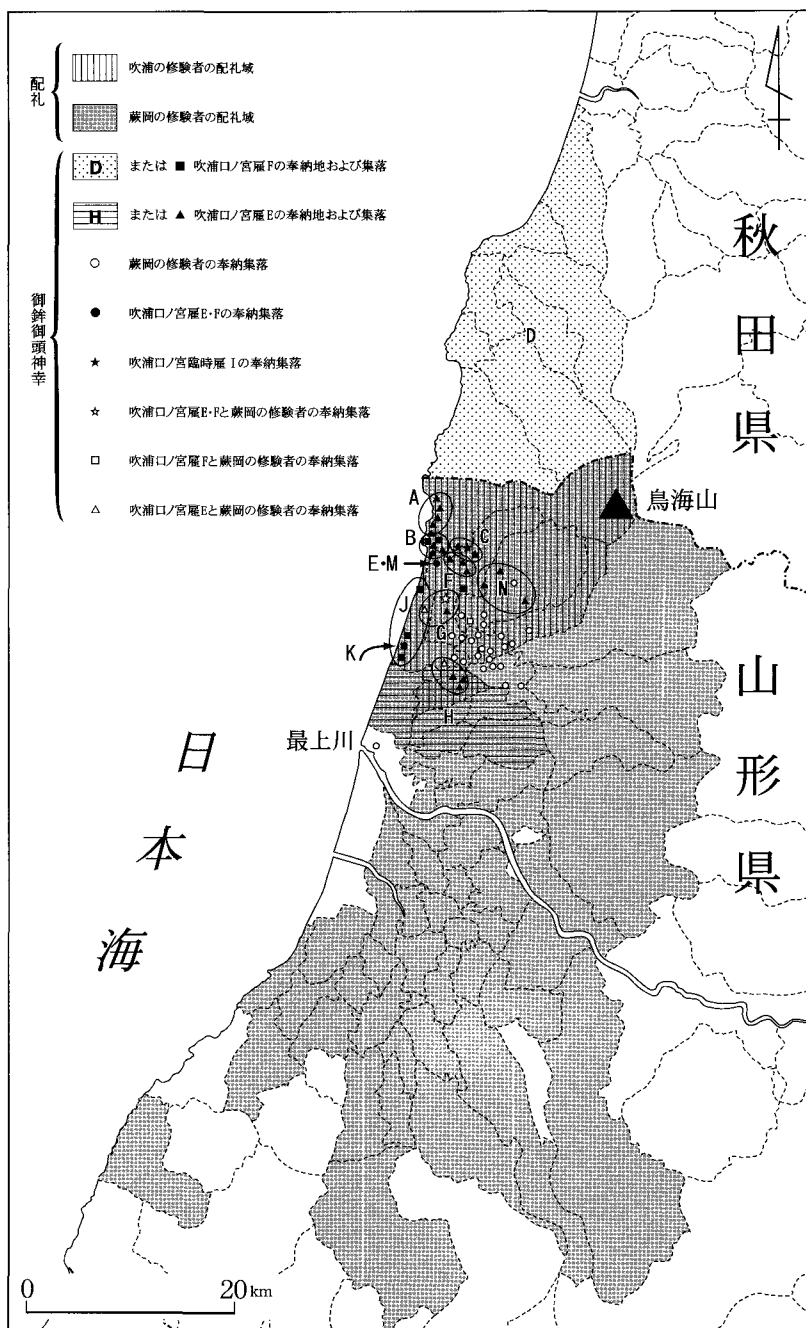


図2 国幣中社大物忌神社の信仰圏 (1929～1932年)

(鳥海山大物忌神社所蔵『御頭神幸明細』, および『旧社関係書類綴』により作成)

注1) 吹浦と蔵岡の鳥海修験者の配礼域は1929年11月当時のものである。御鉾御頭神幸に関しては、吹浦側の御頭連中が1930年旧1月～旧8月にかけて、蔵岡の御頭連中が1932年旧1月～旧2月にかけて檀廻した範囲を図示した。

注2) 図中のA～Nは、吹浦側の御鉾御頭神幸の実施単位となった地域を示す。A～Nの呼称は以下の通りである。A: 女鹿, B: 吹浦, C: 升川, D: 由利五十三ヶ村 (由利郡内の53集落), E: 菅野谷地, F: 樽川, G: 遊佐前, H: 荒瀬, I: 遊佐後 (高瀬村, 遊佐町, 蔵岡村), J: 五浜, K: 青塚, L: 刈屋・宮内, M: 菅野谷地, N: 白井新田。Iは舞の奉納先が分散しているため、図示していない。EとMは同一集落だが、御頭連中は同集落に少なくとも2度訪問した形跡が認められる。

注3) 吹浦口ノ宮の雇Eと雇Fは御鉾御頭神幸の担当地区を隔年で交代していた。

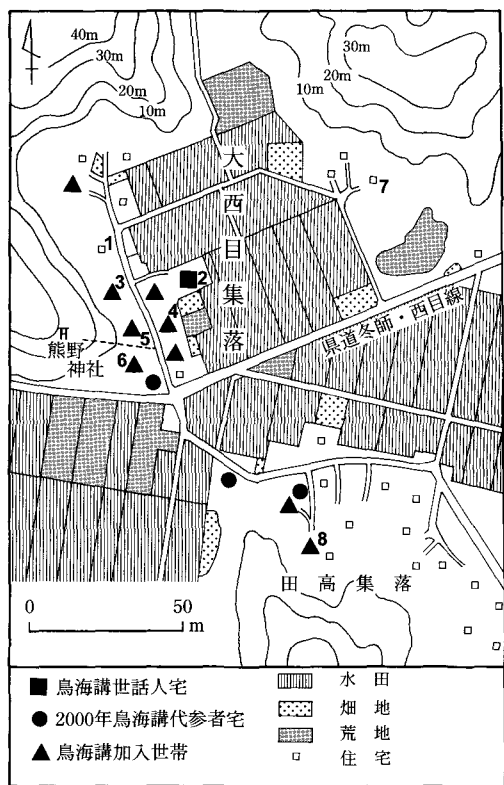


図3 秋田県西目町大西目集落の御頭連中の受入れ世帯と鳥海講加入世帯（2000年）

（大西目集落鳥海講世話人への聞き取り調査により作成）
注）凡例に数字が記されている世帯は、御頭連中の檀廻を受入れている世帯を示す。なお、1～7の数字は、御頭連中が訪問する順番をあらわす。

される。吹浦側の御頭連中の斎主には、大物忌神社の雇の職位にある神職になる。御頭連中の檀廻活動がいかになされていたかを、秋田県西目町大西目集落（旧西目村）における吹浦の御頭連中の活動を事例に述べる。

吹浦の御頭連中が同集落を訪れるのは、毎年旧暦1月13日であった¹⁶⁾。その前夜、御頭連中は平沢村両善寺集落（現仁賀保町）の崇敬者宅に宿泊し、翌朝、そこから徒歩で大西目集落に赴いた¹⁷⁾。この集落では、番号1～7で示した7世帯が彼らの檀廻を受入れてきた（図3）。御頭連中は最初に、豪農として知られた番号1の世帯を訪問し、そこで朝食の提供を受け、いったん休息をとる。その後一行は、同世帯の室内で御頭舞を奉納する。こ

れが済むと、彼らは番号2～7の世帯でも順次、舞を奉納する。全世帯を訪問し終えた一行は、次に沼田・井岡・中沢・潟保の近接集落の檀家を訪れ、そこでも舞を奉納する。4集落を巡行し終えた彼らは、番号1の世帯に戻り、ここで夕食の接待をうけ、宿泊した¹⁸⁾。翌早朝、一行は次の訪問先である仁賀保町東部と田高集落に向かった。

吹浦の御頭連中による檀廻活動は、1930年の場合、旧正月～旧8月の間に、由利郡西目村から西荒瀬村・北平田村・東平田村にかけての地域で、また蕨岡側は、1932年の場合、西遊佐村・稲川村・遊佐町・蕨岡村・観音寺村・市條村で実施された¹⁹⁾。舞の奉納を依頼した世帯では、一行に謝礼として初穂米・初穂料を支払う。御頭連中はその額を神社側に報告し、同社に納めた。

以上述べたように、大物忌神社の信仰圏は、鳥海修験者の檀廻活動である配札や御鉾御頭神幸を通して形成された。その範囲は、秋田県由利郡西目村から山形県西田川郡温海町、東田川郡立谷沢村にかけて広がっていた。

（2）信仰圏内における鳥海講の結成とその活動内容

鳥海講創設以前の大物忌神社の信仰圏は、前節で述べた範囲に空間的広がりを持っていた。だが、1933年10月以降、同社は秋田県由利郡と山形県庄内地方の崇敬者に対し、崇敬者団体・鳥海講の結成を依頼していく。この結果、翌年、秋田県由利郡西目村から山形県東田川郡清川村にかけての地域に、205団体もの鳥海講が結成された（図4）。

では、同社の信仰圏内に新たに組織された鳥海講とは、いかなる団体であるか。その活動は、同社が1933年10月に制定した「鳥海講講社規約」に則って行われてきたことから、画一的で現在も変わらない。ここでは、先述の西目町大西目集落内で結成された鳥海講を

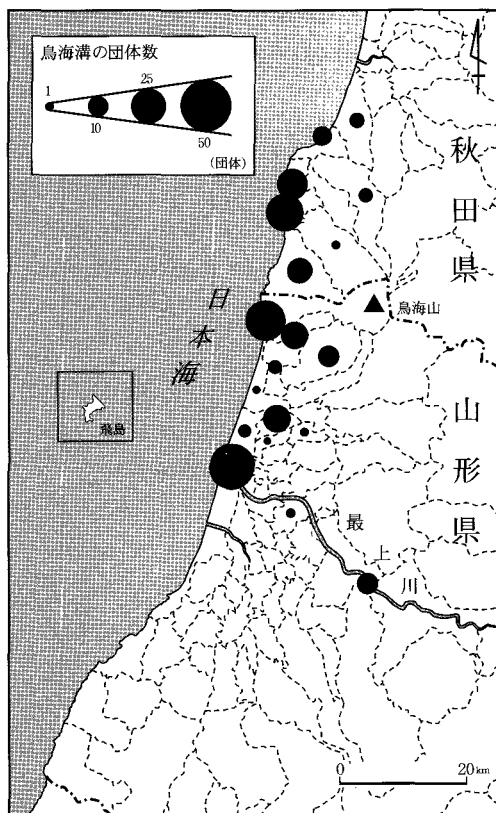


図4 各市町村における鳥海講の団体数(1934年)
(鳥海山大物忌神社所蔵『昭和九年度 祭儀綴』により作成)
注) 市町村界は1934年当時のものである。

事例に、その活動実態について述べる。

2000年現在、大西目集落では、13世帯の戸主がひとつの鳥海講を組織している(図3)。鳥海講の各団体には、構成員(講員)を統率し、神社側との連絡役となる世話人²⁰⁾が1名おかれる。鳥海講が活動するのは、年に一度の同社への参拝時のみである。この参拝は、神社側の指示に従って行われる。鳥海山大物忌神社は、毎年、鳥海講講員のために講社大祭と呼ばれる祭典を両口ノ宮で執行し、これに彼らを招待している²¹⁾。神社側は各団体の世話人に対し、講社大祭の日時・場所、招待人数を記載した案内状を郵送する。祭典には、各団体の世話人と講員の1/5の人数が代参者として招待される。したがって、各団体では5年間をひとつの周期とし、全講

員が交代で参拝を済ませることになっている²²⁾。2000年の場合、同社は大西目集落の鳥海講に対し、3月19日午前10時に吹浦口ノ宮で執行する講社大祭に、代参者として世話人1名と講員3名を招待する旨を通知した。

世話人は、神社側からの案内状をもとに、その年の参拝当番に祭典の日時や交通手段を伝達する。祭典の当日、4名の代参者は自家用車などを利用して吹浦口ノ宮を訪れる。祭典の執行前に、世話人は社務所の受付に行き、同社に講費を納める²³⁾。講社大祭では、神職が講員のために祝詞を奏上する。この時、大西目集落の代参者は家内安全などを祈願する。1時間30分程で祭典が終了すると、同社の神職は各団体の世話人に、全講員分の神札を授与する。大西目集落の世話人には、13枚の神札が渡される。その後、代参者は境内の一角にある斎館に行き、直会に参加する。彼らは直会で、宮司による鳥海山信仰に関する講話を聞いた後に、地域住民が披露する演芸ショーを鑑賞しながら昼食をとる。2時間ほどで直会が終了すると、代参者は帰宅する。翌日、世話人は、講社大祭に参列しなかった他の講員宅を訪問し、神社から授与された神札を配布する。これが済むと、鳥海講は翌年の講社大祭まで活動を一切行わない。

以上から、鳥海講とは5年間をひとつの周期とし、その間、同社に定期的に代参者を送る地縁的な組織だと言える。大物忌神社は昭和初頭の段階で、なぜこのような崇敬者団体を創設する必要があったのか。次章では、この点の解明を試みる。

Ⅲ. 鳥海講創設の背景

国幣中社大物忌神社が鳥海講の創設を考案し、その組織化を試みたのは1933年のことである。当時、同社がいかなる意図で鳥海講を組織化したかを、その創設時の回議録である『鳥海講綴』²⁴⁾から把握できる。『鳥海講

綴』には、回議で制定された鳥海講講社規約案が記録されており、その一節に鳥海講の結成目的が記されている（史料1）。

【史料1】「鳥海講講社規約案」 第一條 本講ハ鳥海講社ト称シ鳥海山頂鎮座国幣中社大物忌神社御祭神ノ神徳ヲ崇敬スル者ヲ以テ組織ス 第二條 本講社ハ敬神崇祖ノ念ヲ涵養シ御社殿並ニ境内建造物ノ改造整備ヲ行ヒ、益々当社ノ隆盛ヲ期スルト共ニ家運ノ長久子孫繁栄ヲ計ヲ以テ目的トス 第三條 本講社ハ国幣中社大物忌神社ニ附属シ事務所ヲ大物忌神社社務所内ニ置ク 第四條 本講社ハ講員十名以上ヲ以テ一組トシ毎年順次代参シ五年ヲ以テ一巡ス 第五條 講員ハ毎年講金六十錢ヲ納ムルモノトス 第六條 本講社ハ毎年六月八日一般講員ノタメ講社大祭ヲナス 第七條 講員ニハ左ノ待遇ヲナス 一、入講ノ際講員章ヲ授与ス 一、講員ニハ毎年一回神札ヲ授与ス 一、世話人及各一組ヨリ代参人二名ノ割合ヲ以テ毎年講社大祭ニ参列セシメ神符供物ヲ授ケ直会ヲ饗ス…（中略）… 第十一條 講金ハ左ノ歩合ニヨリ之ヲ処理ス 講金ノ三分ノ一ヲ營繕費ニ三分ノ二ハ講社大祭費講員待遇費及經常費ニ充ツ

（以上、下線は筆者記入）

第二條、第五條、第十一條から、同社の鳥海講創設の目的は以下の点にあったと言える。すなわち、毎年、講員が同社に納入する講費の1/3を、同社が境内の建造物を修理・改築するための営繕費として活用し、その景観の神聖さを維持することである。同社がこのような組織の創設を決意した背景には、1933年当時、吹浦口ノ宮の主要な建造物の多くが神社の尊厳を損ねるほどまでに破損し、修理・改築をする必要に迫られていたという事実があった。

同社の建造物の改築・修繕歴を記録した『神社明細図書 附摂末社明細図書 国幣中

社大物忌神社』²⁵⁾によると、昭和初頭の吹浦口ノ宮には、以下の16の主要な建造物があった。すなわち、両本社と称される本殿(A)と摂社月山神社(B)、中門・祝詞屋(C)、拝殿(D)、玉垣(E)、そして十二社遙拝殿(F)、皇太神社・白山姫神社合祭殿(G)、電雷神社(H)、風神社(I)の4つの末社、講社社務所(J)、社務所(K)、神庫(L)、宮司社宅(M)、手水舎(N)、制札掲示板(O)、楽殿(P)である(図5、表1)。このうち、1711(宝永8)年に藩主酒井氏が建造した(A)と(B)以外の建造物は、1870年9月に吹浦地区で発生した大火により焼失した。その後、(F)、(H)、(I)、(J)、(K)、(L)、(N)、(O)は1884年までに、(C)、(D)、(E)は1897～1898年にかけて仮設された²⁶⁾。よって、同口ノ宮内の建造物の大部分は、昭和初頭の段階で建設から約30年以上が経過していたことになる。その後、同社は1930年に(M)を建築し、腐食が進んでいた(I)・(L)・(P)を修繕した²⁷⁾。さらに1932～1933年には、老朽化した(K)を改築している。

1933年までに多数の建造物を修繕・改築した同社であったが、同社の営繕活動に関する回議録『昭和八年以降 御造営関係雑綴 国幣中社大物忌神社』²⁸⁾から、改築・修繕を行った以外の建造物もまた、営繕すべき状態にあったことがわかる（史料2）。

【史料2】昭和八年六月九日 一、角南技師社殿其他工作物視察ニ関スル件 昨八日内務省神社局角南技師²⁹⁾ハ社寺兵事課田代主任案内ノ下ニ午後二時吹浦着車ニテ来社。社殿其他工作物ノ視察ヲ遂ゲ午後四時半辞社ス。今般ノ視察ハ吹浦口ノ宮ノ社殿等御造営ニ関シ第一歩ヲ印セルモノニテ頗ル裨益スル処アリタルヲ以テ其ノ視察ノ概要ヲ別紙ニ摘録ス。視察概要 吹浦口ノ宮御本社、拝殿、中門、祝詞屋、透塀、玉垣、講社事務所等ノ社殿其他工作物ハ各所ニ大破損ヲ生ジ且ツ不完備ナ

点多クロテ神威ノ宣揚ニモ影響スル処アリテ
 右社殿ノ維持管轄ハ重要ナル問題ニシテ将来
 適ナ時期ニ御造営ノ計画ヲ樹立スルニ非レ
 バ社頭ノ衰微荒廃ヲ来スハ論ヲ待タズ。…
 (中略)…将来ノ御造営ノ計画トシテ左記ノ如
 ク所懐ヲ語レリ。 記 一、両本社ノ拝殿、
 中門、祝詞屋、透塀、玉垣等ハ何レモ大破損
 ヲ生ジ、又不完備ナル個所モアリテ夫レ夫レ
 改築並ニ修理ノ時期ニ迫ラレタルヲ以テ御造
 営ニ関スル計画ヲ取ラレ度キ事 一、両本社
 ハ修理ヲナシ其他ハ改築ノ事。両本社ノ屋根
 ノ茅葺ハ将来共其俣ニシテ保存サレ度シ
 一、中門、祝詞屋、透塀、玉垣ハ全ク修理ヲ
 施シ難キ迄破損ヲ来セルヲ以テ応急修理トシ
 テ屋根瓦ノ崩落スルヲ防グ程度トナシ置キ土
 台其他等ハ手ヲツケザル事… (後略) …

(以上、下線は筆者記入)

史料2は、1933年6月8日に吹浦口ノ宮の

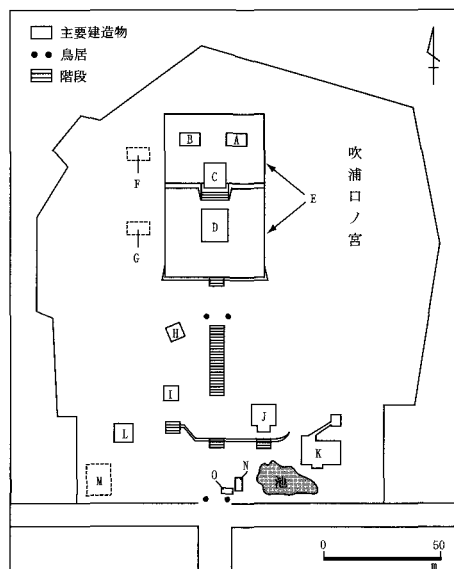


図5 国幣中社大物忌神社吹浦口ノ宮の主要な建造物
 (鳥海山大物忌神社所蔵『神社明細図書 附撰末社明細図絵』をもとに、齊藤壽胤「鳥海山の文化」式年遷座記念誌刊行会編『鳥海山—自然・歴史・文化—』鳥海山大物忌神社、1997、314頁に加筆)
 注) 正確な位置が把握できなかった建造物F、G、Mはおよその立地場所を波線で示した。Pの位置が不明なため、図示していない。

表1 昭和初頭の国幣中社大物忌神社吹浦口ノ宮における社殿の改築・修繕状況

記号	建造物	修繕・改築状況	様式	素材	面積など
A	本殿	1711(宝永8)年に、藩主が造営。享保年間に修繕。1937(昭和12)～1938(同13)年に修繕。	流造	杉材、萱葺	2坪7合
B	摂社月山神社	1711年に、藩主が造営。享保年間に修繕。1937年に修繕。	同上	同上	同上
C	中門・祝詞屋	1897(明治30)年に創設。	切破風造	桧材、瓦葺	3坪
D	拝殿	1898年に、有志寄附により創設。1930年に修繕。	向造	杉材、瓦葺	9坪
E	玉垣	1897年に創設。	—	杉材、瓦葺	全長45間
F	末社十二社遙拝所	1870年9月の火災により焼失。同月、仮設。	切妻造	杉材、柏葺	1坪5合
G	皇太神社・末社白山姫神社合祭殿	創設年代不詳。1870年の火災焼失後、仮設。	流造	杉材、柏葺	同上
H	末社電雷神社	創設年代不詳。1870年の火災焼失後、1880年6月、有志寄附により建設。	流造	杉材、木羽葺	1坪
I	末社風神社	創設年代不詳。1884年、有志寄附により再建。1930年10月社費により修繕。	土蔵造	瓦葺	3坪3合
J	講社社務所	1879年1月、有志寄附により建設。	向造	杉材、木羽葺	51坪
K	社務所	1874年、建築。1932～1933年にかけて、各社共通金・有志寄附で改築。	入母屋造	桧材、銅葺	56坪
L	神庫	創設年代不詳。1881年8月改造。1930年、社費により改築。	土蔵造	瓦葺	5坪
M	宮司社宅	1930年9月、吹浦口ノ宮境内枯損木売却代および社費により建設。	不明	不明	不明
N	手水舎	1876年7月、吹浦村崇敬者が建設。	切破風造	桧材、瓦葺	1坪5合
O	制札掲示板	1875年社費により設置。	—	銅葺	2合5勺
P	楽殿	1870年の火災後、有志寄附により造営。1930年に社費により改築。	母屋造	杉材、木羽葺	1坪5合

(鳥海山大物忌神社所蔵『神社明細図書 附撰末社明細図絵』により作成)

注) 本表の記号は、図5のものと一致する。

社殿の状態を視察した内務省の建築技師の感想を、同社の神職が記録したものである。それによると、当時、(A)・(B)・(C)・(D)・(E)・(J)などの建造物が「神威ノ宣揚ニモ影響スル」ほどに破損がひどく、神社側がこれらを修繕・改築すべき段階にあったことがわかる。角南技師の指摘を受けた同社は、これ以降、吹浦口ノ宮の境内の景観の神聖さを取り戻すべく、建造物の計画的な修繕・改築に着手しなければならなかった。

本殿などの建造物を改築・修繕するには多額の営繕費が必要となる。官国幣社である同社が大規模な営繕活動を行う場合、各社共通金、崇敬者の寄附、そして神社の歳入の一部を営繕費として利用できた³⁰⁾。各社共通金とは、毎年、社殿造営のために臨時収入を必要とする官国幣社が内務省に必要額を申請し、同省がこれを検討したうえで、一定額の資金の中から各社に交付するものである。このため、必ずしも神社側に申請額が交付される訳ではなく、その不足分を崇敬者の寄附や社費の一部で補填することもあった³¹⁾。また、各社共通金は、本殿・幣殿・祝詞屋・中門・透塀・玉垣・仮殿・鳥居・楼門・廻廊・神饌所・社務所の造営時にのみ利用できた³²⁾。吹浦口ノ宮の場合、末社、講社社務所、社宅、神庫、手水舎、楽殿、制札揭示場はその適用外となる。よって同社は、講社社務所(J)の改築を崇敬者の寄附と社費を用いて独力で行わねばならなかった。つまり、同社が大規模な造営を確実に遂行するには、崇敬者からの寄附を十分にうけ、また、自らの歳入を安定させたいと、各社共通金の提供を申請する必要があった。

ところが、同社に経済的な支援を行ってきた秋田県由利郡と山形県庄内地方の農家を中心とする崇敬者の経済状況は、大正末期以降の米価の大幅な下落により、悪化の一途をたどっていた(図6)。このような状況下において、同社が崇敬者に多額の寄附を求めること

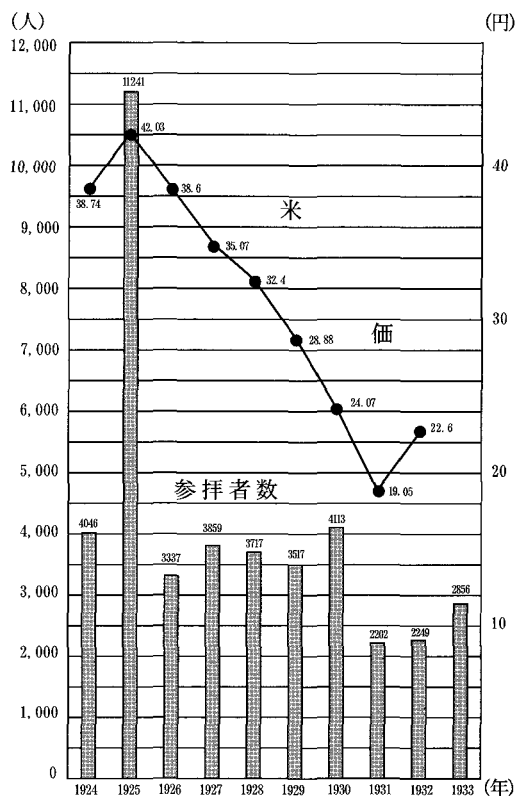


図6 国幣中社大物忌神社の本殿参拝者数の推移と酒田市場における米価の変動(1924～1933年)

(鳥海山大物忌神社所蔵『昭和六年二月起 庶務諸帳簿目録社務要覧綴』, 同『昭和九年度 鳥海山上報告書』, 同『昭和拾年度 鳥海山上本殿報告書』, 中沢弁次郎『日本米価変動史』柏書房, 2001年, 552頁により作成)

注) 本図ではコメ一石あたりの年間平均価格を図示した。資料の制約により, 1932年に関しては1～9月までの9ヶ月間の平均価格を示した。1933年の米価は不明である。

は不可能であった³³⁾。

崇敬者の寄附以外に、同社はその歳入の一部を営繕費として使用できた。だが、同社が官国幣社であったために、歳入を用いての営繕活動は法的な制約を受けた。すなわち、同社は官国幣社会計規則に則って営繕活動を行わねばならなかったのである。その第八章第五十条には、「国庫供進金及社入金ニ対シ左ノ割合ニ依リ算出シタル額ハ営繕費ニ充ツルノ外予備資金ニ積立ツヘシ 五千圓迄 百分ノ五 一万圓迄 五千圓ニ対シテハ前號ノ割合五千圓ヲ越ユル金額ニ対シテハ百分ノ十

一万圓以上 一万圓ニ対シテハ前號ノ割合
一万圓ヲ越ユル金額ニ対シテハ百分ノ十五」
34) とあり、同社は自らの歳入を自由に営繕
費として使用することができなかった。

また、この規定は各年度の営繕費支出可能
額にかなりの変動をもたせた。すなわち、同
社の歳入が約9千円程度であった1926～
1929年、1931年、1932年の各年度におい
ては、同社はその10%程度を、一方、歳入が1
万円を超過した1930、1933年の両年度は、
その15%程度を営繕費とし得た。このよう
に同社の歳入が各年度で異なるため、営繕費
支出可能額も一定にはなり得なかった。同社
の歳入高に大きな影響を与えたのは夏期の鳥
海山参拝者である。同社の歳入の構成は、夏
期の鳥海山参拝者からの初穂料、および国庫
供進金・神饌幣帛料などの収入がそれぞれ約
40%、両口ノ宮参拝者からの初穂料が約
20%となっていた。国庫供進金・神饌幣帛
料は、毎年度、一定額が交付されることから、
鳥海山参拝者の初穂料が同社の歳入高に
与える影響が最も大きかったと言える。だ
が、1931、1932年度には本殿の参拝者数が
激減し、それに伴って山中からの収入も前年
度の約3/4に減少し、歳入は9千円台に戻っ
た³⁵⁾ (図7)。1931、1932年度に鳥海山参
拝者数の激減や歳入の減少を経験した同社は、
不況下において、今後、安定した歳入を得、
高額な営繕費を継続的に捻出していくことの
困難さを痛感したものと思われる。

1933年6月、大物忌神社は大規模かつ計
画的な造営活動の必要に迫られていた。その
ため、同社は、崇敬者に対して十分な寄附を
依頼しなければならなかったが、当時の東北
地方の農村がおかれていた状況を考えると、
これは困難を極めた。また、同社は官国幣社
であるがゆえに自由な営繕費の使用が法的に
制限され、さらに1931、1932両年度には、
本殿参拝者数の激減をうけて歳入が減少した
ことから、社費を用いての大規模かつ継続的

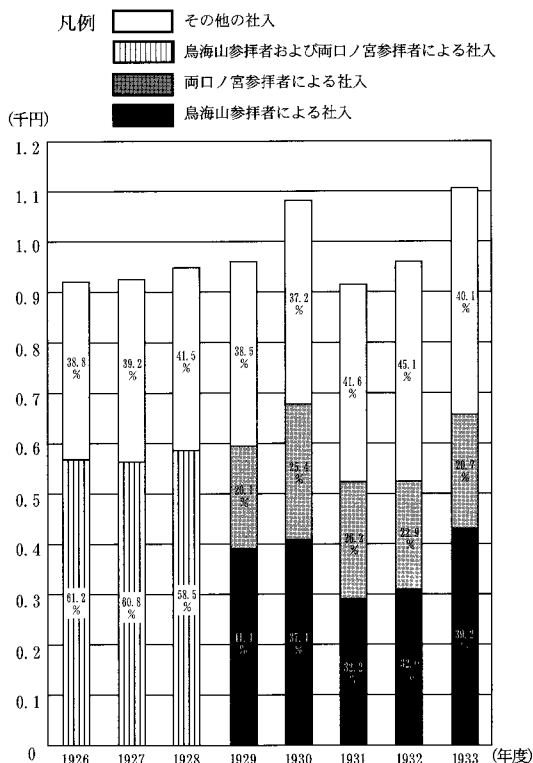


図7 国幣中社大物忌神社の歳入の推移(1926～1933年)

(鳥海山大物忌神社所蔵『鳥海山上御本殿初穂料献納者一覧表』により作成)

注) 鳥海山や両口ノ宮の参拝者による社入は、初穂料、祈禱料、社頭絵図料(同社の絵葉書などの土産品代)、神符守札料(神札料)、賽銭で構成される。その他の社入には、国庫供進金、神饌幣帛料、御輿修理などのための寄附金が含まれる。

な営繕活動は困難な状況にあった。

以上から、1933年6月の段階において、大規模な営繕活動を継続するための安定した経済基盤をもたない大物忌神社は、長期的な経済的支援を行う多数の崇敬者の存在を必要とし、鳥海講の創設を試みたものと思われる。

IV. 鳥海講創設の過程と講社の拡張

鳥海講の創設を提案したのは、1933年6月16日に大物忌神社に宮司として着任した人物である。彼の前任社には、その造営活動を支援する附属講社が存在した³⁶⁾。同年9月

以降、講社運営に関する経験・知識を持つ新宮司Aの指揮下において、同社の神職は鳥海講の創設を試みることとなる。

(1) 講社規約の制定と講社の募集

大物忌神社が最初に行ったのは、鳥海講の活動目的や運営方法の決定、すなわち「鳥海講講社規約」の制定である。1933年9月13日、同社は、他社の崇敬者団体の規約を参考とすべく、官国幣社全社³⁷⁾に対し、各社が保有する崇敬者団体の名称とその規約に関する情報の提供を書簡で依頼した(史料3)³⁸⁾。

【史料3】昭和八年(空白)月(空白)日 国幣社大物忌神社社務所 各官国幣社社務所御中 拝啓 愈々御隆昌之段奉大賀候陳者御多忙中甚ダ恐縮ニテ候へ共今般参考ニ致し度候条左記規定又ハ内規有之候ハバ御口贈下被度候以段御依頼申上候 拝具 記 一、講社一、奉賛会 一、其他右ニ類スルモノ

大物忌神社の依頼に対し、同年10月10日までに142社が返信を寄せた。このうち、少なくとも93社が附属講社や奉賛会などの崇敬者団体を有し、その規約を送付している³⁹⁾。10月18日、吹浦口ノ宮で宮司A、禰宜B、主典C・D、吹浦口ノ宮の雇E・Fの6名が職員会議を開き、他社からの情報を参考に「鳥海講講社規約」を制定した。また、同社は11月2日に、講社を募集する地域、募集時の交通費などに関する取り決めを行い、実際の募集活動に向けて準備をした(史料4)⁴⁰⁾。

【史料4】一、講社勧誘ニ関スル件 標記ノ件ニ関シ左施行可然哉 (案) 一、勧誘担当区域 吹浦口ノ宮職員 吹浦村 高瀬村 西遊佐村 秋田県由利郡 蕨岡口ノ宮職員 鮎海郡(吹浦、高瀬、西遊佐ノ三村ハ省ク)、酒田市 一、勧誘出張ノ際ハ汽車賃及乗合自

動車実費払ヒノ事。但シ乗合自動車ハ徒歩片道一里以上タルコトヲ要ス 一、勧誘出張ノ際ハ弁当費トシテ金三十銭ヲ給ス 一、鮎海郡町村長(吹浦、蕨岡ハ省ク)及酒田市長宛ヲ以テ依頼状散送ノ事

(以上、下線は筆者記入)

この決定にしたがい、同社の神職は、それぞれが勤務する口ノ宮ごとに募集活動を行うこととなった。吹浦口ノ宮の職員は秋田県由利郡と山形県遊佐郷西部を、蕨岡口ノ宮の職員は吹浦村・高瀬村・西遊佐村以外の鮎海郡一帯と酒田市を担当区域とした。ここでは、講社の募集活動がどのように行われたかについて、吹浦口ノ宮を事例に述べる。

1933年11月4日から翌年5月にかけて、吹浦口ノ宮の神職は、由利郡・遊佐郷西部・酒田市の崇敬者宅を訪問し、鳥海講の結成を依頼した。当時の同社の日誌によると、彼らが募集活動のために社外に出向した日数は、宮司Aが1日間、禰宜Bが9日間、雇Eが15日間以上、雇Fが21日間であった(表2)⁴⁰⁾。この差からも明確のように、実際の募集活動に従事したのは、おもに雇Eと雇Fであった。同社の神職の中で、最も低い職位にある2人が、講社募集という重要な活動の中心的存在となり得たのは、彼らが募集活動に有利な鳥海修験世帯出身という属性を有していたことによる。つまり、雇Eと雇Fは鳥海修験者として遊佐郷内では配札を、由利郡と鮎海郡沿岸部では御鉾御頭神幸を定期的に実施し、その際に、地域住民と密接な人的関係を構築していたのである。彼らは、御鉾御頭神幸を通じて知己となった地域の有力者の世帯、すなわち「御頭宿」を中心に鳥海講の結成を依頼したと言われる。

このように大物忌神社は、講社募集の際に、雇の鳥海修験者としての属性を活用した。その結果、吹浦口ノ宮で1934年6月8、20日の両日に執行された第1回・第2回講

社大祭までに、205 団体（講員数 2,429 名）もの鳥海講の結成をみた。その分布は、秋田県由利郡西目村から山形県東田川郡清川村にかけて確認できる（図 4）。結成団体数が最も多いのは酒田市の 43 団体（521 世帯）で、これに次いで吹浦村の 31 団体（346 世帯）、象潟町の 25 団体（279 世帯）、金浦町 20 団体（202 世帯）、本楯村の 18 団体（192 世帯）、高瀬村 14 団体（193 世帯）、上浜村 13 団体（133 世帯）などとなっている。図 4 から、当時、鳥海講は吹浦側の御銚御頭神幸の実施範囲を中心に結成されたが、酒田市を除く蔵岡側の募集地域ではほとんど組織化が進んでいないことがわかる。

(2) 講社の拡張

大物忌神社は、1934 年 6 月の段階で、秋田県由利郡から山形県の最上川以北にかけての地域を中心に、約 2,500 世帯を鳥海講に加入させた。これにより同社は、毎年、当時の年間営繕費の 1/2 程度に該当する収入を得ることとなった。だが、この額は差し迫る大規模な造営活動を行うには十分なものとは言えなかった。そこで同社は、当初の計画通り、鳥海講を「一万人講」とすべく、その拡張を試みた⁴²⁾。これが実現した場合、同社は毎年、当時の年間営繕費の約 2 倍の社入を得ることになり、数年を要するとはいえ、独力でも大規模な営繕活動が可能になる。同年 10 月 10 日、同社は講員数の増加を目指し、史料 5⁴³⁾ に示すような計画を立てた。

【史料 5】昭和九年十月拾日立案 講社拡張ニ関スル件 標記鳥海講社吹浦口之宮扱ノ分今六月第一回第二回ノ両度ノ大祭ヲ執行セルニ各回共祭儀ハ及不申直会等諸事全般ニ渡リ多大ノ好感裡ニ終リヲ告ゲタルヲ以テ新入講ノ向モ多数可有之ヲ以テ募集□□其他総テ初回同様ニテ職員一同別記地域ニ於テ社務ヲ見計ラヒ各募集出張施行可然哉

講社員拡張市町村別予定調（吹浦扱） 1 吹浦村 二組 2 遊佐村 一組 3 西遊佐村 一組 4 高瀬村 五組 5 稲川村 五組 6 本楯村 一組 7 西荒瀬村 五組 8 酒田市 一五組 9 象潟町 一組 10 上浜村 五組 11 金浦町 五組 12 院内・西目村 五組 13 本庄町 五組 14 平澤町 二組 15 上郷村 二組 合計 六拾九組

吹浦口ノ宮での講社大祭が盛況に終わったことを受け、講員数の増加を見込んだ同社は、前年度と同様に秋田県由利郡・遊佐郷西部・酒田市において、講社を再び募集することとした（図 8）。その一方で、同社は蔵岡村

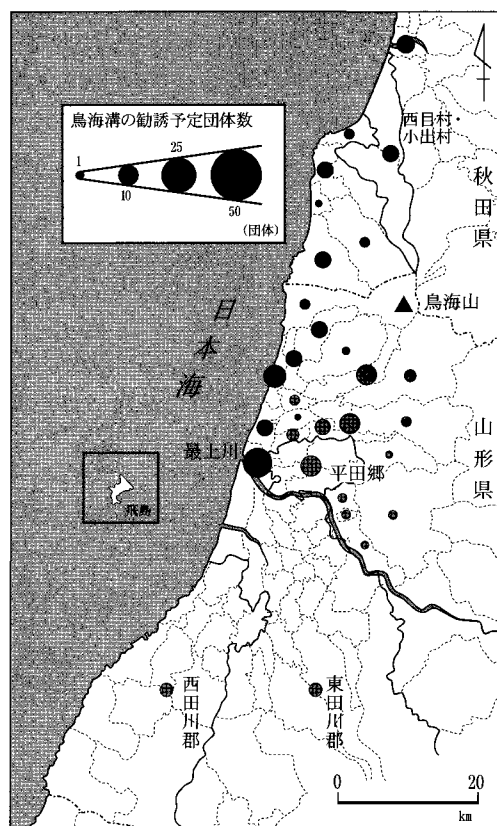


図 8 各市町村における鳥海講の勧誘予定団体数（1934 年）

（鳥海山大物忌神社所蔵『鳥海講社綴』により作成）

注 1) ●は吹浦口ノ宮の、●は蔵岡口ノ宮の勧誘予定団体数を示す。

注 2) 市町村界は 1934 年当時のものである。

表2 国幣中社大物忌神社の附属講社鳥海講設立の過程（1933～1934年）

年	月日	神職および崇敬老の行動	備考
1933(昭和8)	6月16日	・宮司Aが赴任する	
	9月13日	・講社規約等の寄贈を他の宮国幣社に依頼。	・依頼状を発送する。
	9月17日～10月10日	・講社規約等に関する回答を他の宮国幣社から得る。	・142社から回答を得る。
	10月18日	・宮司A、彌宜B、主典C・D、吹浦口ノ宮の雇E・Fが職員会議を開催。 講社規約に関する打ち合わせを行う。	
	11月2日	・飽海郡内の各市町村長に鳥海講結成の依頼状を郵送。	
	11月4日	・彌宜B、雇Eが講社募集のため、秋田県象潟町に出向。	・汽車を利用。
	11月6日	・彌宜B、雇Fとともに講社募集のため、秋田県上浜村に出向。	・汽車を利用。
	11月9日	・雇E、雇Fが講社勧誘のため、高瀬村に出向。	
	11月10日	・彌宜B、雇Eが講社募集のため、高瀬村に出向。	
	11月13日	・雇E、雇Fが講社勧誘のため、高瀬村に出向。	
	11月14日	・雇Fが講社勧誘のため、西遊佐方面に出向。	・自転車を利用。
	11月28日	・雇Fが講社勧誘のため、上浜に出向。	・汽車を利用。
	11月29日	・彌宜B、雇Eが講社勧誘のため、象潟町・上浜村に出向。	・汽車を科用。
		・酒田市桶屋町の崇敬老I氏が鳥海講加入の旨を電話にて伝達。 雇F、I氏に面会し、7団体の結成を確約する。	
	11月30日	・大工Jに鳥海講講員門標3,000枚を注文する。	
	12月1日	・彌宜Bが、西遊佐村の村議と各集落の区長が集合する大麻頒布式会場で、講社勧誘を行う。 雇Fが西遊佐村で大麻頒布と講社勧誘を行う。	・徒歩にて会場の同村小学校に赴く。 ・自転車を利用。
	12月3日	・彌宜Bと主典Cが酒田鳥海講の世話人に面会し、従来の講組織を新設の鳥海講に編入させることを依頼し、了解を得る。	
	12月4日	・象潟町の鳥海講世話人K氏が来社、講社募集状況について報告し、講社規約を10部持ち帰る。 ・主典Cが講社規約を蕨岡口ノ宮に100部持ち帰る。	
	12月6日	・宮司Aが酒田市役所で助役に面会し、市に対して講組織結成の依頼状を市が各区長に送付することを願い出る。 ・鳥海講社規約200部を、吹浦駅駅長に渡す。	・車を科用
	12月7日	・主典Cが本楯村で講社勧誘を行い、電話にて状況を報告する。 雇Fが講社勧誘のため、平澤村に出向する。	
	12月8日	・酒田市での講社勧誘を、吹浦口ノ宮と蕨岡口ノ宮で分担して実施することに決定。	・第1～25区までが吹浦、第26～59区が蕨岡担当。
	12月9日	・由利郡での講社勧誘を行っていた雇Fが帰社。	
	12月9日	・雇Eが講社勧誘のため、稲川村に出向。	
	12月11日	・彌宜Bが、講社勧誘のために酒田市に出向。 雇Eが講社勧誘のため、吹浦村(居町、横町、宿町、箕輪、落伏)に出向。	・汽車を利用。
	12月13日	・彌宜Bが講社勧誘のため、酒田市に出向。	・汽車を利用。
	12月15日	・彌宜Bが講社勧誘のため、酒田市に出向。	・汽車を利用。
	12月15～18日	・雇Eが講社勧誘のため、金浦町に出向。18日帰社。	
	12月18日	・雇Fが講社勧誘のため、吹浦村に出向。	
	12月20日	・本宮村村村長来社、宮司Aに面会する。その際に、同村の大麻頒布方式の執行を依頼し、鳥海講の村内勧誘に関して打ち合わせをする。	
1934(昭和9)	1月11日～同12日	・雇Fが講社勧誘のため、平沢町に出向する。	・汽車を利用。
	2月4日	・酒田市南千日堂区長L氏が講社規約を4部送付する。	
	2月7日	・酒田市千日堂前のM氏、鳥海講を3団体勧誘し、名簿を持参する。	
	2月18日	・象潟町の鳥海講世話人N氏、鳥海講5団体の名簿を持参。	・退社後、夜籠を行う。
	2月21日	・象潟町の鳥海講世話人N氏が、御師御頭神幸の際、雇Fに鳥海講講社名簿2部を持参するよう電話で依頼。	
	3月3日	・御頭神幸中の雇Fら一行が帰社。由利郡での鳥海講の結成に関する報告を行う。	
	3月10日	・雇Fが鳥海講社勧誘のため、高瀬村に出向する。 ・上浜村のO氏が鳥海講を1団体取りまとめ、神社に報告する。	
	3月11日	・高瀬村のP氏が鳥海講を1団体取りまとめ、神社に報告する。	
	3月14日	・雇Fが講社勧誘のため、上浜村へ出向する。	・車を利用
	3月28日	・雇Fが講社勧誘のため、上浜村へ出向する。	・車を利用
	4月6日	・雇Eが講社勧誘のため、吹浦村へ出向。	
	4月18～21日	・雇Fが講社勧誘のため、由利郡に出向。	
	4月30日～	・雇Eが講社勧誘のため、金浦町に出向。	
	5月1日	・雇Fが講社勧誘のため、高瀬村に出向。	
	5月2～3日	・雇Eが講社勧誘のため、上郷村に出向。	・汽車を利用。
	5月15日	・駅長から清川村の世話人4名を紹介される。	
	5月16日	・雇Fが上浜村で鳥海講2団体を取りまとめる。	・車を利用
	5月17日	・雇Fが講社勧誘のため、稲川村に出向。	
	5月18日	・吹浦駅駅長、清川村に講社支部設置の件に関する談合のため来社。	

(鳥海山大物忌神社所蔵『昭和八年 社務日誌』、および『昭和九年 社務日誌』により作成)

周辺の崇敬者から、蕨岡口ノ宮でも講社大祭を斎行するよう求められた⁴⁴⁾。神社側は彼らの要望を受け入れ、1935年以降、蕨岡口ノ宮でも講社大祭を執行することとした。大物忌神社の神職は、蕨岡口ノ宮で祭典を執行する理由を「入講ノ者ノ村落ノ遠近、地ノ利其ノ他ノ関係」としている(史料6)⁴⁵⁾。ここで注目すべき点は、史料中の「其ノ他ノ関係」という表現である。蕨岡村周辺は、従来、蕨岡の修験者が配札や御鈴御頭神幸を行ってきた地域である。つまり、同地域の崇敬者は、蕨岡口ノ宮の神職や蕨岡の修験者と密接な人的関係を構築してきた人々だと言える。それゆえに彼らは、自らの信仰生活と関連の少ない吹浦口ノ宮への参拝に抵抗感を持ち、神社側に蕨岡口ノ宮に参拝する講組織の創設を主張したものと推察される。1934年10月10日、同社は、来年度以降、蕨岡口ノ宮の講社大祭に参列する鳥海講を、史料6に示した地域で募集することとした。

【史料6】昭和九年十月十日立案 鳥海講社員募集ニ関スル件 標記ノ件ニ関シ裏ニ神社附属講社ヲ組織シ吹浦口之宮扱ニテ講社大祭ヲ執行シタルニ入講ノ者ノ村落ノ遠近、地ノ利其ノ他ノ関係上蕨岡口之宮ニ於テモ施行スル方入講者ノ利便トスル町村モ多々有之様ニ身受ラルヘヲ以テ左記要領ニヨリ蕨岡口之宮扱ヒヲ別記区域内ニ於テ講社員ヲ即急募集着手施行可然哉 記 一、趣旨、講則等ハ総テ両口之宮同一トス 一、講社大祭ハ蕨岡口之宮ニ於イテ執行ス 一、講社大祭期日毎年四月廿七、八日頃トス 一、講社大祭直会場 講社指定ノ所 但シ村長宅或ハ玉泉坊其他 一、募集手当其他従来通トス 講員募集町村別予定数調(蕨岡口ノ宮) 南遊佐村 二組 観音寺村 八組 日向村 三組 大澤村 二組 市條村 五組 上田村 三組 平田郷 十組 蕨岡村 十組 内郷村 一組 上郷村 一組 松嶺町 一組 東田川郡 三組 西

田川郡 二組 田沢村 一組 北俣村 一組
計 五拾參組

(以上、下線は筆者記入)

上記の地域における蕨岡側口ノ宮の職員による勧誘活動の結果、1935年11月3日の段階で、同口ノ宮に参拝する鳥海講に約500世帯が加入した⁴⁶⁾。翌年には、中平田村で15団体(約100世帯)、蕨岡村で11団体(約200世帯)、観音寺村で9団体、市條村で6団体(約100世帯)、西平田村で3団体(約20世帯)、本楯村で3団体、北平田村で2団体(約20世帯)、酒田市で1団体、東平田村で1団体(約30世帯)、南平田村で1団体(約20世帯)の合計52団体(約520世帯)の鳥海講が活動していた(図9)⁴⁷⁾。

また、同社は鳥海講が組織されていない秋田県本荘町、最上川以南の東田川郡と西田川郡、そして田沢村、松嶺町、上郷村、内郷村での組織の定着を試みた(図8、史料5、史料6)。図10に、1945年当時の各市町村における鳥海講の結成団体数を示した。当時、鳥海講が最も多く組織されたのは酒田市の63団体(777世帯)で、以下、吹浦村の34団体(366世帯)、高瀬村の28団体(335世帯)、象潟町の27団体(332世帯)、本楯村の25団体(355世帯)、西荒瀬村の24団体(280世帯)、平沢町の23団体(307世帯)、上浜村の23団体(264世帯)、稲川村の22団体(263世帯)、蕨岡村の19団体(261世帯)、南遊佐村の18団体(223世帯)などとなっており、合計417団体(5,184世帯)が結成されていた。

図10と、図4・図9を比較すると、1945年までに、鳥海講は多数の市町村で団体数を増加させたが、その分布範囲にはほとんど変化がみられないことがわかる。つまり鳥海講は、1934年に同社が組織の拡張を試みた本荘町や東田川郡・西田川郡に定着しなかったことになる。その要因として以下の2点が指摘できる。第一に、本荘町では、鳥海修験者

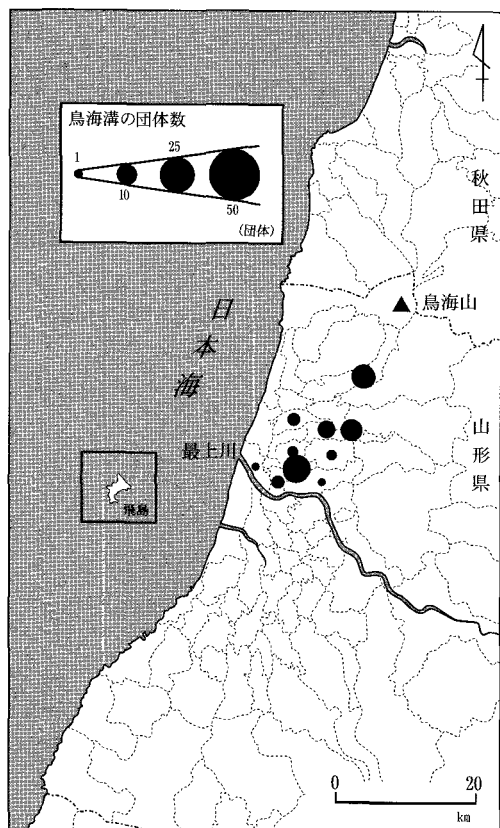


図9 各市町村における蕨岡口ノ宮参拝の鳥海講の団体数 (1936 年)

(鳥海山大物忌神社所蔵『昭和十一年十一月五日講社大祭招待券番号控』により作成)
注) 市町村界は 1934 年当時のものである。

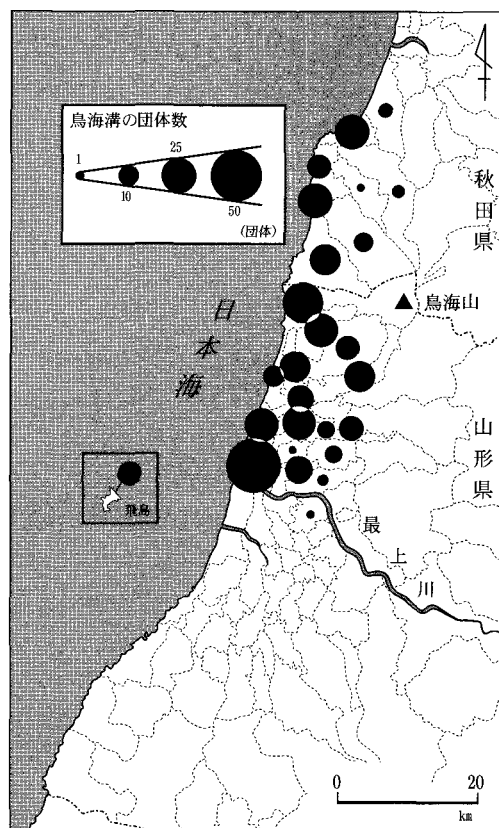


図10 各市町村における鳥海講の団体数(1945 年)

(鳥海山大物忌神社所蔵『鳥海講招待名簿』により作成)
注) 本図では、1934 年当時の市町村界を修正したものを利用した。

が配札や御鉾御頭神幸を行っておらず、神社側が地域住民と密接な人的関係を構築していなかったことが、第二には、岩鼻⁴⁸⁾が示すように、最上川以南では出羽三山信仰の講組織が既に多数存在しており、これと競合し得る新たな講組織の結成が困難であったことが、両地域における鳥海講の組織の定着を阻む要因となったものと推察される。

1945 年までに、同社が由利郡から最上川以北の地域で鳥海講の団体数を約2倍にまで増加させ得た要因として、同社の勧誘活動の継続とともに、同社が参拝周期を終えて解散した団体の世話人宅に職員を派遣し、鳥海講の再結成を依頼していたことが挙げられる。

これにより、解散団体は再結成へと方向付けられ、その組織は活動を継続させた。こうして鳥海講の組織は、由利郡および最上川以北の庄内地方の住民の間に強固に定着した⁴⁹⁾。その結果、同地域は大物忌神社の営繕活動に寄与する実質的な氏子区域としての特性を有することとなった。

V. おわりに

本稿では国幣中社大物忌神社を事例に、その信仰圏内に崇敬者団体である鳥海講が創設された要因、および鳥海講の創設過程とその後の展開の解明を試みた。その結果、以下の

ことが明確になった。

1933年に、同社が鳥海講の創設を考案した背景には、吹浦口ノ宮の主要な建造物の多くが老朽化し、修繕または改築の必用に迫られていたという事実があった。当時、同社は不況下にある崇敬者に多額の寄附を依頼することは困難であった。また、同社は官国幣社であるがゆえに自由な営繕費の使用が法により制限された。さらに1931、1932両年には、本殿参拝者数が激減し、これに伴って歳入が減少したために、社費を用いての大規模な営繕活動は困難な状況にあった。したがって、同社が計画的な営繕活動を行うには、同社に定期的に経済支援をする多数の崇敬者、すなわち鳥海講の存在が必要であった。

1933年9月以降、講社の運営経験を持つ宮司の指導のもと、同社は鳥海講の組織化に着手した。同社は最初に、他の官国幣社の崇敬者団体に関する情報を収集し、それを参考に鳥海講講社規約を制定した。次に、雇と呼ばれる鳥海修験世帯出身の神職を秋田県由利郡と山形県飽海郡の崇敬者宅に派遣し、鳥海講の結成を依頼させた。その結果、1934年までに由利郡から最上川以北を中心に、205団体もの鳥海講の結成をみた。その後、同社は本荘町や最上川以南でも結成を試みるが、これらの地域に鳥海講の組織が定着することにはなかった。結局、鳥海講は由利郡から最上川以北にかけての地域においてのみ、その団体数を増加させた。これにより同地域は、大物忌神社の営繕活動を支援する実質的な氏子地区としての機能を有することとなった。

本稿では、第二次世界大戦以降の同社の信仰圏内にみられる空間的変化について言及できなかった。今後の課題としたい。

(京都大学・院)

〔付記〕

本稿は、第46回歴史地理学会(於茨城大学)の共同課題「宗教文化の歴史地理学」で口頭発表した内容を、加筆・修正したものである。史料収集の際には、伊藤真垣宮司をはじめとする鳥海山大物忌神社の職員の皆様に多大なご協力を賜りました。秋田県西目町での現地調査の折には、同町の鳥海講世話人の皆様から貴重なお話を伺いました。本稿を作成するにあたり、京都大学人間・環境学研究科の山田 誠先生からご指導を頂きました。また、旧版地形図入手の際には、秋田大学教育文化学部の篠原秀一先生からご便宜を図って頂きました。文末ではございますが、以上の方々に心より御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) ①岩鼻通明「出羽三山信仰圏の地理学的考察」史林66, 1983, 681~726頁。②岩鼻通明「戸隠信仰の地域的展開」山岳修験10, 1992, 31~40頁。
- 2) 金子直樹「岩木山信仰圏の空間構造—その信仰圏を中心にして—」人文地理49, 1997, 311~330頁。
- 3) 松井圭介『日本の宗教空間』古今書院, 2003, 292頁。
- 4) ①筒井 裕「秋田県における太平山三吉神社の信仰圏の空間構成—講中を指標として—」秋大地理46, 1999, 27~32頁。②筒井 裕「鳥海山大物忌神社の信仰圏に関する地理学的研究」秋大地理48, 2001, 1~8頁。
- 5) 信仰の分布の時代差に着目した報告に、次のものがある。廣本祥己「那須岳白湯山・高湯山信仰の分布について」歴史地理学215, 2003, 39頁。
- 6) 宇野正人「地域社会における神道教派の伝道と定着—島根県隠岐の黒住教と大社教の場合—」神道宗教94, 1979, 60~82頁。
- 7) 大谷 渡「明治期における天理教の大阪への伝播」歴史と神戸11, 1972, 22~29頁。
- 8) 以下、本稿では国幣中社大物忌神社を大物忌神社と称する。同社は、第二次世界

大戦後、鳥海山大物忌神社と改称した。

- 9) 同神は宇迦之御魂神と同一神とされる。
- 10) 通常、吹浦口ノ宮に宮司A、禰宜B、主典D、雇E・Fの5名が、蕨岡口ノ宮には主典C、雇G・Hの3名が勤務した。雇とは、同社が鳥海修験世帯出身者を神職として雇用する際に、彼らに最初に与える職位である。これは主典に準ずるものとされ、雇から主典に昇進することもあった。勤務先以外の口ノ宮で祭典がある場合、神職らは他の口ノ宮まで出張した。以下、ふたつの口ノ宮を「両口ノ宮」と記す。
- 11) 鳥海山大物忌神社所蔵。
- 12) この檀家数は、庄内地方の全世帯数の約1/4に相当する。
- 13) 蕨岡の修験者の荒瀬郷と平田郷での配札活動に関して詳細な記録が入手できなかったため、本稿では庄内地方で荒瀬郷、平田郷を示す範囲を図示するにとどめた。
- 14) 修験者が配札した神札には、大物忌神社の朱印が押印された。この朱印がないものは、神社非公認の神札とされた。朱印は、修験者が同社に「御朱代」と呼ばれる上納金を支払うことで貸与された。また、配札した神札はすべて五穀豊穡祈願のためのものである。たとえば蕨岡の修験者は、春に「御判」、夏に「虫札」、秋に「御守御札」と称するお札を配布した。
- 15) 御頭舞には、厄除の効果があるとされる。
- 16) 2003年現在、御鉾御頭神幸は新暦1月に行われる。
- 17) 2003年現在、御頭連中は大型自動車を利用して巡行する。
- 18) 彼らが宿泊した世帯は「御頭宿^{おかしらやど}」と呼ばれた。御頭宿となったのは、豪農や地主などの地域の有力者世帯である。
- 19) 吹浦の御頭連中は、旧暦6月に「六月廻り」と称し、遊佐郷全域を対象に2回目の檀廻を行った。なお、その際の斎主は、吹浦口ノ宮に臨時職員(臨時雇)として雇用された鳥海修験者(臨時雇Ⅰ)が勤めた。
- 20) 現在の世話人は3代目で、初代は番号1、

2代目は番号8の世帯主がつとめた。

- 21) 近年の講社大祭の執行日に関しては、前掲4) ②を参照。
- 22) 全講員が参拝を済ませた団体は解散する。
- 23) 2000年現在、鳥海講講員は一世帯につき、1,000円の講費を同社に納入している。
- 24) 鳥海山大物忌神社所蔵。
- 25) 鳥海山大物忌神社所蔵。
- 26) (C), (D), (E)の再建のために、明治30年代に、募金活動が行われた。
- 27) 同社の営繕に関する回議録である『自昭和四年拾月 営繕費関係書類綴』(鳥海山大物忌神社所蔵)によると、たとえば(L)は1930年3月1日の段階で、「前底多年ノ風雪ノ為メ腐食シ底瓦モ落チンバカリ」の状態にあり、修繕の対象となった。
- 28) 鳥海山大物忌神社所蔵。
- 29) 角南技師とは、内務省神社局勤務の建築家であった角南 隆氏で、山形県酒田市の光丘文庫(現在の酒田市立図書館分館)を設計した人物としても知られる。
- 30) 各社共通金とは、官国幣社全社が国庫供進金の一部を毎年積立てて蓄財した全社共有の資金である。官国幣社会計規則第七章共通金第四十四条によると、その用途は官国幣社の「臨時営繕費、境内地調整費、宮司、権宮司ノ赴任旅費及休職給」とされ、内務省がこれを管理した。内務省神社局『神社法令輯覧』帝国地方行政学会、1925、648項。
- 31) 大物忌神社は社務所改築のために、1931年3月に内務省に各社共通金の交付を申請している。内務大臣宛に提出した稟請書には、「…(略)…目下一般的不況ノ際之カ全額ヲ寄附募集スルハ到底不可能ノ事就テハ昭和六年度ニ於テ各社共通金ヨリ金九千圓也御下付相成度…(後略)…」とあり、全費用の約5/6の交付を願い出ている。
- 32) 前掲30)、「官国幣社各社共通金ヲ以テ営繕費ヲ支弁スル建物ノ種類ニ関スル件」による。
- 33) 前掲31)。

- 34) 1925年12月1日内務省令第54号。
- 35) これは、米価の下落により、農家が本殿に参拝する経済的な余裕を失ったためと推測される。
- 36) 彼の前任社には、婦人神明講が存在した。国家公務員である官国幣社の宮司たちは、数年程で他の官国幣社に異動した。
- 37) 1931年当時、官国幣社は全部で193社存在した。内務省神社局編『神社ニ関スル統計書』, 1933, 87頁。
- 38) 鳥海山大物忌神社所蔵『鳥海講社綴』による。これは鳥海講創設時の回議録である。
- 39) たとえば、日光東照宮は1932年創設の日光東照宮献穀講社規約を送付している。
- 40) 前掲38)。
- 41) 『昭和八年 社務日誌』, 『昭和九年 社務日誌』(鳥海山大物忌神社所蔵)による。
- 42) 1937年4月20日付で同社が発行した鳥海講の機関誌『鳥海』第2号(鳥海山大物忌神社所蔵)には、「本年度に於いては約百組、一千余名の新講員の入講を視、本講社の第一次計画たる一万人の理想に近づきつつある」という記載がみられる。
- 43) 前掲38)。
- 44) 1936年4月20日発行『鳥海』第1号による(鳥海山大物忌神社所蔵)。
- 45) 前掲38)。
- 46) 前掲42)。
- 47) 団体数を『昭和十一年十一月五日 講社大祭招待券番号控』(鳥海山大物忌神社所蔵)から、世帯数を前掲42)から把握した。酒田市・観音寺・本楯村の世帯数は不明である。
- 48) 前掲1) ①。
- 49) 1945年当時の市各町村における鳥海講加入世帯の割合は、飛島村(93.5%)、吹浦村(77.5%)、高瀬村(60.5%)、本楯村(59.9%)、稲川村(55.4%)、上浜村(53.3%)、蕨岡村(47.5%)、中平田村(34.8%)、平沢村(34.7%)などとなっていた。

The Formation of Believers' Group '*Chokai-ko*' in the Religious Area of Ohmonoimi-Shrine

TSUTSUI Yu

Mt. Chokai in Yamagata Prefecture in Japan, that is one of the most famous sacred mountains in the Tohoku district, was enshrined by Ohmonoimi-Shrine. This shrine founded a new religious group, *Chokai-ko*, within its religious area in 1934. The main purpose of this study is to investigate the reason why the shrine founded the new believers groups, and the process that the *Shinto* priests formed them.

The reason why the shrine devised to found the religious groups was to reconstruct and repair the buildings of Fukura-kuchi-no-miya: Fukura-Kuchi-no-miya had two functions as the office of Ohmonoimi-Shrine and as the place to bow in the direction of Mt.Chokai. In 1933, the buildings of Fukura-kuchi-no-miya had many damaged parts, and that spoiled the landscape of it as a sacred place. This shrine had many adherents who were engaging in farming, but they did not have enough money to make a contribution because of the rice price falls at that time. And, legal limitations as a shrine managed by the nation did not give a Ohmonoimi-Shrine's free hand on using the earnings for building. Ohmonoimi-Shrine could not secure the money to erect buildings by itself. Thus, this shrine needed many believers' groups, *Chokai-ko*, that give long-term economic support to reconstruct and repair buildings.

Since September 1933, priests of Ohmonoimi-Shrine began to found new religious groups, *Chokai-ko*. At first, they enacted the rules of *Chokai-ko*, consulting many rules of believers' groups belonging to other national shrines. After that, Ohmonoimi-Shrine made the priests arising out of the Chokai-ascetic visit believers' houses in Yuri county of Akita Prefecture and in Akumi county of Yamagata Prefecture, to ask organizing *Chokai-ko*. Until June 1934, 205 bodies of *Chokai-ko* were organized in these two areas. The canvass by *Chokai*-ascetic-priests was very effective, because they had contacted with the believers of both areas every year through *Ohoko-okashira-jinko* and *Haisatsu*, activities of *Chokai*-ascetic. At last in 1945, Ohmonoimi-Shrine succeeded in forming 417 bodies of *Chokai-ko* in Yuri and Akumi counties. This means that both areas where *Chokai-ko* were formed became a substantial parishioner-area of Ohmonoimi-Shrine.

Key words: geography of religion, religious area, mountain worship, Mt.Chokai, religious group (*Chokai-ko*)